



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可

○市街地再開発組合の解散認可

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

○都道の区域変更 (三件)

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

○開発行為に関する工事完了

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

○東京都告示第二百七十八号

○東京都告示第二百七十九号

○東京都告示第二百八十号

○東京都告示第二百八十一号

○東京都告示第二百八十二号

○東京都告示第二百八十三号

○東京都告示第二百八十四号

○東京都告示第二百八十五号

○東京都告示第二百八十六号

○東京都告示第二百八十七号

○東京都告示第二百八十八号

○東京都告示第二百八十九号

○東京都告示第二百九十号

○東京都告示第二百九十一号

○東京都告示第二百九十二号

○東京都告示第二百九十三号

○東京都告示第二百九十四号

○東京都告示第二百九十五号

○東京都告示第二百九十六号

項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千八百号国分寺都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 国分寺市

二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画緑地事業第四号姿見の池緑地

三 事業施行期間 平成二十二年七月十六日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

変更なし

○東京都告示第二百七十九号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第四十五条第四項の規定に基づき京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

○東京都告示第二百八十号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

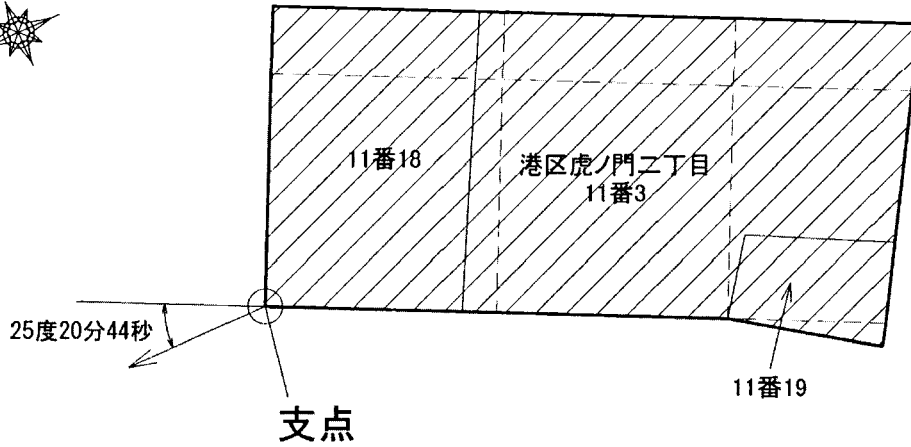
○東京都告示第二百八十一号

形質変更時要届出区域 別図のとおり (港区虎ノ門二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



[凡例]

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

[支点]

支点は、港区虎ノ門二丁目
11番18の最北端とする。

[格子の回転角度 (25度20分44秒)]

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

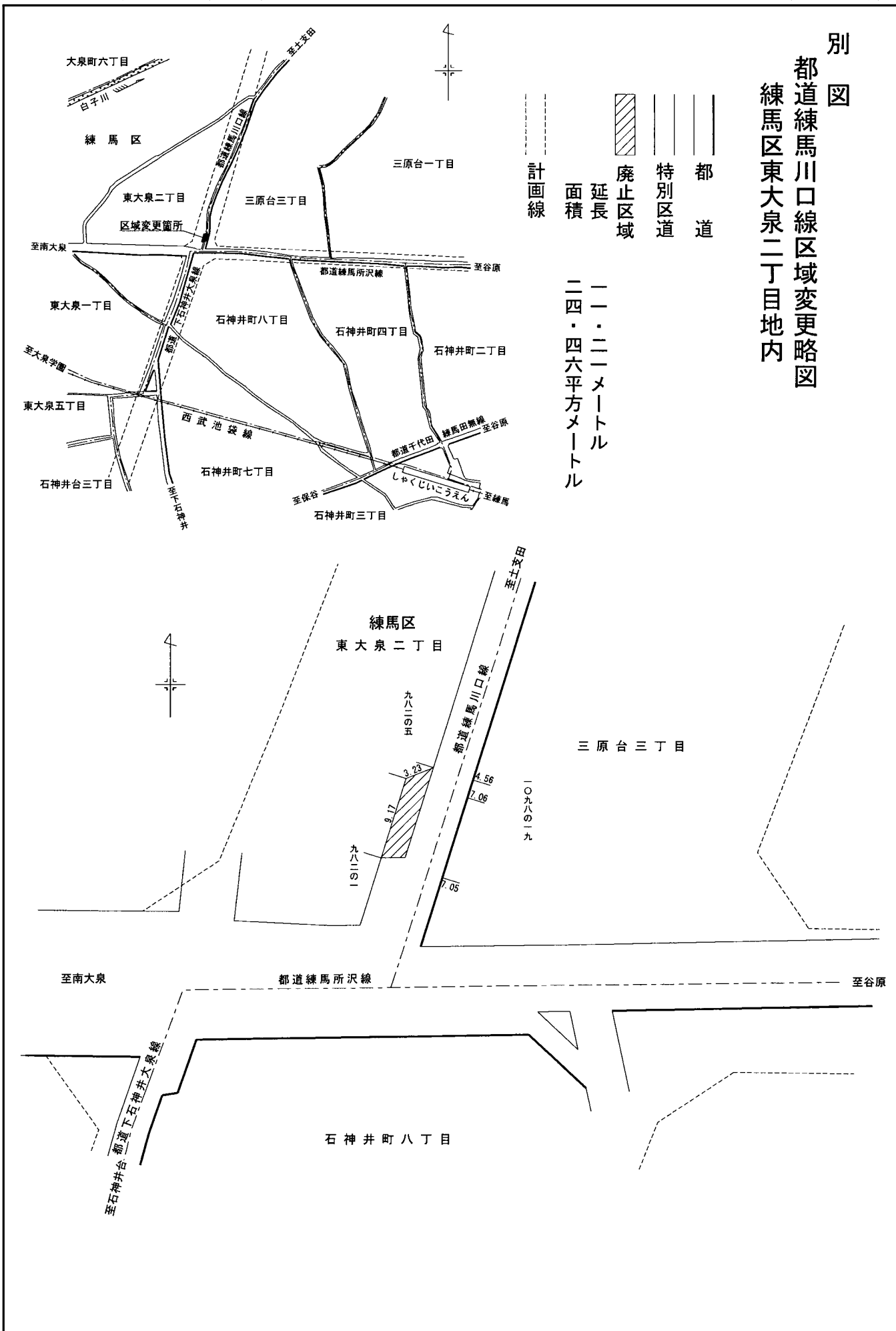
東京都知事 小池百合子

一 路線名 練馬川口

二 変更の区間 練馬区東大泉二丁目九百八十二番一地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図
 都道練馬川口線区域変更略図
 練馬区東大泉二丁目地内

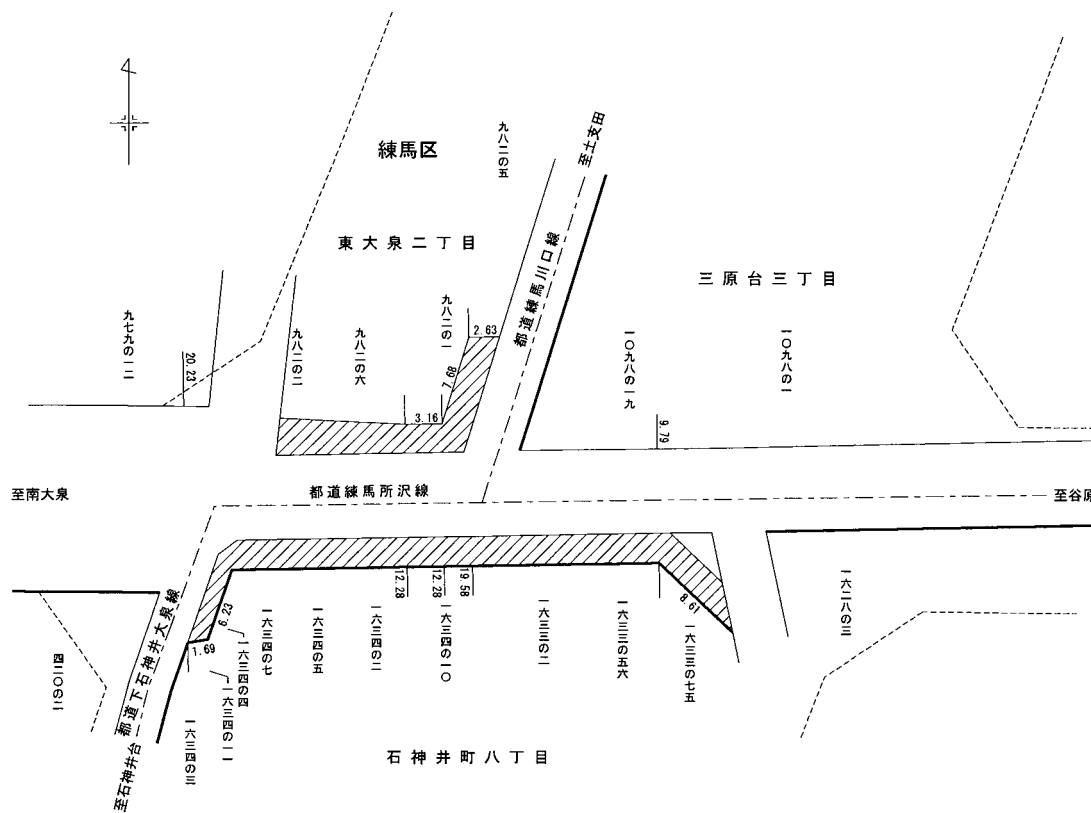
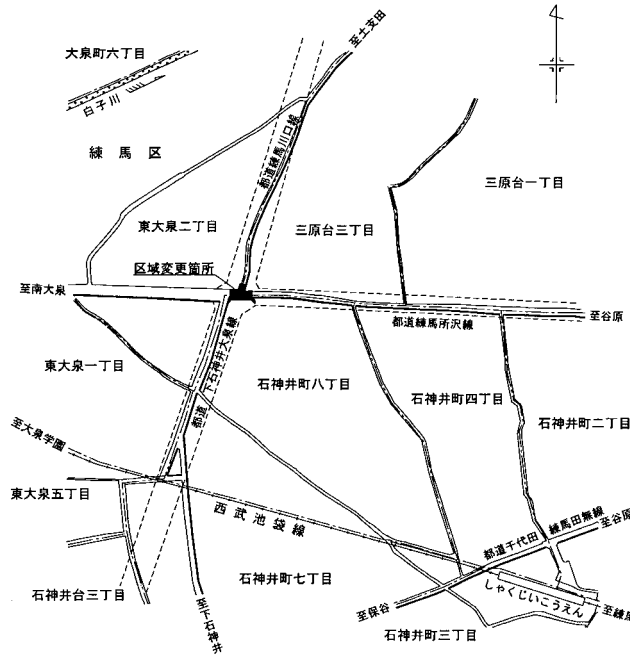


●東京都告示第百八十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十九年二月二十七日から起算し

別図

都道練馬所沢線区域変更略図
 練馬区石神井町八丁目〜東大泉二丁目

都道
 特別区道
 廃止区域
 延長
 面積
 四六・〇七メートル
 一八六・一一平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十九年二月二十七日
 東京都知事 小池 百合子
 練馬所沢

二 変更の区間
 練馬区石神井町八丁目千六百三十三番七十五地内から同区東大泉二丁目九百八十七番地内まで
 二 変更の概要
 別図表示のとおり

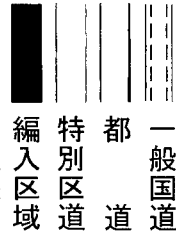
別図

都道丸の内室町線区域変更略図
千代田区大手町二丁目地内

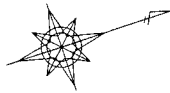
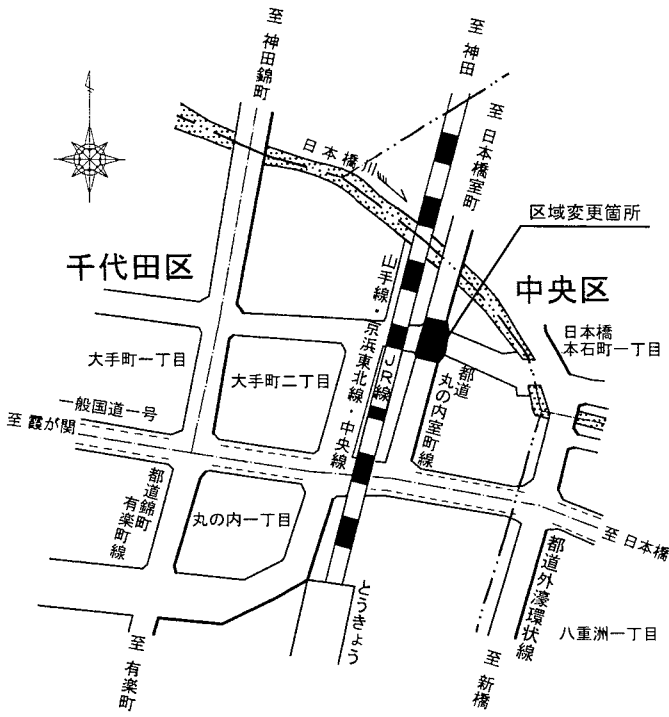
●東京都告示第二百八十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十九年二月二十七日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
する。
平成二十九年二月二十七日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 丸の内室町線

二 変更の区間 千代田区大手町二丁目八番五十五地内か
ら同所五番四地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 四〇・二三メートル
面積 六三・一六平方メートル

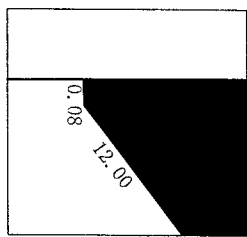


千代田区
大手町二丁目

至 丸の内

都道丸の内室町線

至 日本橋室町



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日
平成二十九年一月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人語らいの家
- 三 代表者の氏名
坪井 伸子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区成城四丁目三番二十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域において福祉サービスが必要とする高齢者・中途障がい者に対して、介護サービス事業及び自立支援・介護予防に関する事業を行い、高齢者・中途障がい者福祉の増進を図り、地域福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日
平成二十九年一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワーカーズコープ

三 代表者の氏名
藤田 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋一丁目四十四番三号 池袋ISP
タマビル

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、或いはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的としています。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十九年一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ともしび会

三 代表者の氏名

真鍋 孝幸

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区和田一丁目十二番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する様々な介護サービス事業を行うことにより、市民のメンタルヘルスケア、地域福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

載

一 申請のあつた年月日
平成二十九年二月一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くるみ会

三 代表者の氏名
竹原 キミヨ

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市緑が丘千六百四十一番地八の十八

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害児者等に対して、健康と福祉に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年二月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

東大和市奈良橋三丁目五百四十五番一
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

昭島市福島町三丁目六番一、
同番四及び同番四地先
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年二月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多摩市鶴牧三丁目五番二及び同番六

大阪府大阪市北区角田町一

内 阪急不動産株式会社

代表取締役 諸富 隆一

三鷹市大沢五丁目七百七十六番三、同番四の各一部及び同番二十二

西東京市芝久保町四丁目二

十六番三号 株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年二月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)ヤオコー日野南平駅前店

二 店舗所在地 日野市南平七丁目七番三ほか

三 設置者名 有限会社寺澤商会

四 設置者住所 日野市南平七丁目十七番地の三

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ヤオコー

六 新設をする日 平成二十九年十月四日

七 店舗面積の合計 千七百四十九平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 九十一台

九 駐車場の位置及び収容台数 店舗南西側ほか 百六台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内ほか 六十六平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十三・〇九立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか

十七 届出日 平成二十九年二月三日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十九年二月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001